

正しいはかりを使用しましょう

正しいはかりとは

はかりを「取引又は証明」に使用するときには、検定証印又は、基準適合証印が付されている特定計量器を使用しなければなりません。

取引・証明とは

例えば、はかりを使用する次のような行為が該当します。

1. 商品や製品を計量し、その結果(計量値)でもって取引(商売)を行う。
2. 病院、学校等で体重を測定し、その結果を健康診断書等に記載し、通知・報告等を行う。
3. 薬局、病院等で調剤を行う。

取引又は証明に使えます

検定証印



基準適合証印



検定証印・・・都道府県等の公的機関が、法令で定める基準に適合するか検査し、合格したはかりに付されます。

基準適合証印・・・指定製造事業者が、自社の製品について公的機関と同等の基準で検査し、合格したはかりに付されます。



※検定証印の刻印

取引又は証明には使えません

家庭用はかりのマーク



上図のマークのあるはかりは、家庭で使用することを目的に作られています。

よって、取引又は証明には使えませんので、ご注意ください。

2年毎の定期検査が必要です



取引又は証明に使用する「はかり」は、計量法により2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。

定期検査に合格した「はかり」には、左図の定期検査済証印(合格証)が付されます。なお、検査に際しては、条例で定める検査手数料が必要です。

2022 は、2022年を表し、2022年1月に検査し合格したはかりに付されます。

はかりは正しく使ってください

1. はかりは、風・振動がなく安定した場所に設置してください。
2. はかりを使用する前に水平・0(ゼロ)点を確認してください。
3. 風袋※付きの商品をはかる場合、風袋量が確実に引かれていることを確認してください。

※風袋とはトレイ容器の他、わさび、つま、たれ、飾り等も含まれます。

(お問合せ先)
宝塚市消費生活センター

〒665-0852 宝塚市売布2丁目5番1号 ピピアめふ1・5階
土曜・日曜・祝日と12/29～1/3の年末年始を除く 9時～17時30分
電話:0797-81-4185 FAX:0797-83-1011